

# 荷役作業の安全対策を推進しましょう

～カゴ車、コンベヤー、フォークリフト、クレーン、荷台からの転落、転倒による災害を防ぐ～

2013（平成25）年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が策定されました。このガイドラインで示されている対策は、陸運業以外でも有効なものが含まれており、自社の労働者の安全確保に参考となる内容です。

これまで進めてきた安全衛生対策において、洗い出し漏れているリスクはありませんか？また、より効率的・効果的な対策はありませんか？

ガイドラインを参照して、建設資材置き場、倉庫、製品や原料・食材の一時置き場、製品の発送場所、原材料の納入場所でのリスク削減を一層進めましょう。（※）

あわせて、ガイドラインでは、荷主として運送業者への配慮を求めている、運送業者の労働災害防止対策としても取り組みましょう。

## 【参考】

その有効性が認められ、（一社）仮設工業会では、機材センターでの災害防止に本ガイドラインの内容の積極的な推進に努めるよう呼びかけています。  
「仮設機材マンスリー NO.362」  
（2014年11月号）p.18～

（※）リスクアセスメント指針（危険性又は有害性等の調査等に関する指針）では、「新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合」に、リスクの洗い出しやリスク低減措置の検討等を再度行うよう求めています。

## （目次）

・ 基本的な対策	・・・ p.1
・ （荷台などからの）墜落・転落による労働災害の防止対策	・・・ p.2
・ フォークリフトによる労働災害の防止対策	・・・ p.2
・ クレーン等による労働災害の防止対策	・・・ p.3
・ コンベヤーによる労働災害の防止対策	・・・ p.3
・ ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策	・・・ p.4
・ 転倒による労働災害の防止対策	・・・ p.4
・ （重量物作業や立ち作業などの）腰痛防止対策	・・・ p.4
・ その他の労働災害の防止対策	・・・ p.5
・ 荷役作業の安全衛生教育の実施	・・・ p.5

## 荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

### ○ 保護帽、安全靴の着用等

【ガイドライン第2の2の(1)】

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

### ○ 荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。



厚生労働省  
滋賀労働局 各労働基準監督署（大津 彦根 東近江）  
～ 働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～

※このリーフレットやゼロ災ロゴマークは 公序良俗に反する場合等を除き、滋賀労働局HPからダウンロードしどなたでもお使いいただけます。[http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei.html](http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei.html)  
※コンテンツ利用に当たっては、滋賀労働局HP利用ルールに利用したものとみなします。

## （荷台などからの）墜落・転落による労働災害の防止対策

【ガイドライン第2の2の(2)】

### ○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全带を使用する（取付設備がある場合）
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する
- ・あおりを立てる場合には、必ず固定する
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する
- ・荷や荷台への昇降は、三点確保※を実行する  
（※手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保しておくこと）

### ○墜落防止施設・設備の使用

トラックなどの荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用してください。

### ○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

### ○自社内の施設・設備への安全带取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

## フォークリフトによる労働災害の防止対策

【ガイドライン第2の2の(3)】

### ○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

### ○定期自主検査の実施

### ○作業計画の作成

### ○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

## ○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行う
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない

## ○自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示

### ○通路の死角部分へミラー等を設置

通路の死角部分へのミラーの設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください

### ○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分

## クレーン等による労働災害の防止対策

【ガイドライン第2の2の(3)】

### ○クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認

つり上げ荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

### ○定期自主検査の実施

### ○クレーン等の定格荷重を超えて使用させない

### ○移動式クレーンの運転者に、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知

### ○移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正

### ○移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設

## コンベヤーによる労働災害の防止対策

【ガイドライン第2の2の(3)】

### ○コンベヤーを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る（コンベヤーをまたがない）
- ・コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直す
- ・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う

### ○通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置

### ○駆動ローラとフレーム、またベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設置

### ○コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設置

## ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

- **ロールボックスパレット、台車等を使用して  
人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項** 【ガイドライン第2の2の(3)】
  - ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
  - ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押し動かす（引かない）
  - ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
  - ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
  - ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
  - ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
  - ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
  - ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を実行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する。
- **ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する**
- **ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓**
- **床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）**

## 転倒による労働災害の防止対策

【ガイドライン第2の2の(4)】

- **荷役作業を行う労働者の遵守事項**
  - ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する
  - ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない
- **荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用**
- **荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす**
- **荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化**
- **台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）**

## (重量物作業や立ち作業などの) 腰痛防止対策

【ガイドライン第2の2の(5)】

- **職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施**

## ○荷役作業を行わせる事業者の実施事項

- ・リスクの評価（見積り）（車両運転等の作業におけるアクション・チェックリストの活用）
- ・リスクの回避・低減措置の検討及び実施（運転座席の改善、車両運転の時間管理荷物の積み卸し作業における自動化・省力化等
- ・腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

## ○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に準備運動を行う
- ・特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、小休止・休息及びストレッチを行った後に作業を行う
- ・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
- ・重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す
- ・重量の重い荷を人力で取り扱う場合は、2人以上の身長差の少ない作業員で行う
- ・できるだけ台車等を使用する

## ○人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善

### その他の労働災害の防止対策

【ガイドライン第2の2の(6)】

## ○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う
- ・荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行う
- ・あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する
- ・停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない

## ○パレットの破損状況の確認

崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換してください。

### 荷役作業の安全衛生教育の実施

【ガイドライン第2の3】

## ○荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育（荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育）

## ○労働安全衛生法に基づく資格等の取得（さらに、労働者の職務の内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得）

## ○作業指揮者等に対する教育

## ○日常の教育（危険予知訓練等）

## 第1 目的

## 1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)の事業者(以下「陸運事業者」という。)の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等(以下「荷主等」という。)がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

## 2 関係者の責務

陸運事業者は、本ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとする。

荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。

荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとする。

## 第2 陸運事業者の実施事項

## 1 安全衛生管理体制の確立等

## (1) 荷役災害防止のための担当者の指名

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な対策に取り組ませること。また、それらを労働者に周知すること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

## (2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷役作業における労働災害を防止するための措置を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項を実施すること。

ア 事業場全体の安全意識を高めるため、事業を統括管理する者は、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。

イ 安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、陸運事業者の労働者及び荷主等に周知すること。

ウ 荷役作業について、危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)を実施し、その結果に基づいて労働者の危険等を防止するため必要な措置を講ずること。

エ 安全衛生目標を達成するための具体的な方策として、一定の期間を区切り、次の事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画の実施、評価及び改善を適切に行うこと。

① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項

② 安全衛生教育の実施に関する事項

③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項

④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「安全衛生委員会等」という。)において、荷役作業における労働災害防止について調査審議すること。

イ 反復・定期的な荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、下記4(3)に例示する事項等について協議すること。

## 2 荷役作業における労働災害防止措置

## (1) 基本的な対策

ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。

ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具(保護帽、安全靴等)を着用させること。

エ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資材材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。

オ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

## (2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。

① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。

② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと(一度地面に降りて移動すること。)

③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。

④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。

⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。

⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。

⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。

⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴(Fマーク)を使用すること。

⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。

⑩ 最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備(踏み台等の簡易なものでもよい。)を使用すること。

⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降(乗降)については、三点確保(手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと)を実行すること。

イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

ウ 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。

エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全帯取付設備(親綱、フック等)を設置すること。

## (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

## 【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。

イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。

ウ 作業計画を作成すること。

エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。

オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。

① フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)をしないこと。

② 荷崩れ防止措置を行うこと。

③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。

④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にすること。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしないこと。

⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。

⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講ずること。

⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。

- ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ⑨ バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底すること。
- ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方(荷の死角)確認を徹底すること。
- ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

カ 構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。

キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

#### 【クレーン等による労働災害の防止対策】

ア クレーン、移動式クレーン(以下「クレーン等」という。)の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。

イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。

ウ クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。

エ 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。

オ 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。

#### 【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

ア コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。(コンベヤーをまたがないこと。)
- ② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
- ③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

イ 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。

ウ ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。

エ コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

#### 【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

ア ロールボックスパレット、台車等(以下「ロールボックスパレット等」という。)を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
  - ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。
  - ③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
  - ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
  - ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
  - ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2m程前から減速すること。
  - ⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。
  - ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を実行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。
- イ ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。
- ウ ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

#### (4) 転倒による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。
- ② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

イ 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

ウ 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

エ 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。

オ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

#### (5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア 職場における腰痛予防対策指針(平成6年9月6日付け基発第547号)で示された各対策を講じること。

イ 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
  - ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
  - ③ 重量物(ロールボックスパレット等)を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
  - ④ 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと。
  - ⑤ できるだけ台車等を使用すること。
- ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

#### (6) その他の労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後にすること。
  - ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落ちてこないか確認しながら行うこと。
  - ③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後にすること。
  - ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
  - ⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実にすること。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしないこと。
- イ 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

#### 3 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴がある。

また、荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴もある。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは、荷役作業における労働災害を防止する上で極めて重要である。

したがって、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業の安全衛生教育を確実に実施するとともに、その内容を一人ひとりの労働者が遵守できるよう日頃から安全衛生意識の醸成に努めること。

#### (1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

陸運事業者は、荷役作業を行うことになる労働者に対し、雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う際に、上記2において陸運事業者の労働者に遵守させる必要があるとした事項を含め、次に掲げる事項について安全衛生教育を実施すること。

なお、既に荷役作業に従事している陸運業の労働者であって、これらの教育を受けていない労働者についても同様であること。

ア 荷役運搬作業における積卸し作業(ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。)の知識

イ 荷の種類等

ウ 荷役運搬機械等の種類

エ 使用器具及び工具

オ 作業箇所の安全確認

カ 服装及び保護具

- キ 反復・定期的に荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項
- (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得
- 以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。
- ア フォークリフト
- (ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフト(技能講習)
- (イ) 最大荷重1トン未満のフォークリフト(特別教育)
- (ウ) フォークリフト運転業務従事者教育(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(以下「安全衛生教育指針公示」という。))に基づく教育)
- イ フォークローダー
- (ア) 最大荷重1トン以上のフォークローダー(技能講習)
- (イ) 最大荷重1トン未満のフォークローダー(特別教育)
- ウ クレーン等
- (ア) つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転(免許)
- (イ) つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転(特別教育)
- (ウ) つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転(免許)
- (エ) つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(技能講習)
- (オ) つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満の移動式クレーンの運転(特別教育)
- (カ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務(技能講習)
- (キ) クレーン運転士安全衛生教育(安全衛生教育指針公示に基づく教育)
- (ク) 移動式クレーン運転士安全衛生教育(安全衛生教育指針公示に基づく教育)
- (3) 作業指揮者等に対する教育

- 以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進すること。
- ア 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- イ 積卸し作業指揮者教育
- ウ 危険予知訓練
- エ リスクアセスメント教育
- オ 腰痛予防管理者教育

- (4) 日常的教育
- 陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、上記2において労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を求めること。
- また、こうした教育においては、災害事例(厚生労働省ホームページ:職場の安全サイト等)を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うこと。

- 4 陸運事業者と荷主等との連絡調整
- (1) 荷役作業における役割分担の明確化
- 荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられる。
- このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。
- こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。
- (2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整
- 上記2(1)アのとおり、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。
- 確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を安全作業連絡書(参考例を参照)等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認すること。
- (3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置
- 荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定期的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。
- 具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。
- また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。
- 5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
- 貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。
- 6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置
- 陸運事業者が自ら受注した運送業務(荷役作業を含む。)を他の陸運事業者者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

第3 荷主等の実施事項 (略)

コラム

荷主としての取組  
トラックドライバーが顧客(荷主)先で荷の積卸し時に被災する労働災害が多く発生しています。トラックドライバーが事故にあわないような配慮が必要です。

<厚生労働省ホームページ>  
安全衛生関係のパンフレット一覧  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)



<滋賀労働局ホームページ>  
● トップ→上部の「事例・統計情報」タブ→「安全衛生関係」  
[http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei.html](http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)



※各種リーフレットなどを掲載

● トップ→上部の「各種法令・制度・手続き」タブ→「安全衛生関係」  
[http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei.html](http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei.html)

※各種災害事例などを掲載

滋賀労働局労働基準部健康安全課  
大津労働基準監督署  
彦根労働基準監督署  
東近江労働基準監督署

TEL 077 (522) 6650  
TEL 077 (522) 6641  
TEL 0749 (22) 0654  
TEL 0748 (22) 0394



(滋賀労働局2016.6更新)